第二十七条第二項及び第二十七条の二第二項中「場合においては、」の下に「個人番号又は」を加える。

第三十条第一号、第三十二条、第三十七条第一項第一号、第四十七条第一項第一号、第五十条第二項第一号、第五十三条第二項第一号、第五十七条第一号、第五十八条第一項第一号、第六十四条第一項第一号、第六十七条第一項第一号及び第六十八条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第六十九条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同項第六号中「場合においては、」の下に「個人番号又は」を加え、同項第七号中「年月日、」の下に「個人番号又は」を加える。

第七十一条第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第七十二条第一項第二号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第二項第一号中「書類」の下に「(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加える。

第七十三条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第二項第一号中「証明した書類」の下に「(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加える。

第七十九条第一項第一号、第八十四条第一項第一号、第八十七条第一項第一号、第八十八条第一項第一号、第九十三条第一項第一号、第九十五条第一項第一号、第百八条第一項第一号、第百九条第一項第一号及び第百十三条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第百十五条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同項第八号中「年月日、」の下に「個人番号又は」を加える。

第百十七条から第百二十二条までの規定中「基礎年金番号」を「個人番号又は基礎年金番号」に改める。

第百二十三条第一項第三号中「者の」の下に「個人番号又は」を加え、同条第二項第二号中「書類」の下に「(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加える。

第百二十四条第一項第三号中「受給権者の」の下に「個人番号又は」を加える。

第百二十六条第一項第二号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第百二十九条第一項第二号中「あっては、」の下に「個人番号又は」を加え、同項第三号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第三項第二号中「書類」の下に「(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加え、同条第四項第一号中「者の」の下に「個人番号又は」を加える。

第百三十条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第百三十一条第一項第二号中「あっては、」の下に「個人番号又は」を加え、同項第五号中「者の」の下に「個人番号又は」を加え、同条第二項第一号中「書類」の下に「(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加え、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、第二項第一号について、協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百三十三条第一項第四号中「者の」の下に「個人番号又は」を加える。

第百三十四条第一項第二号中「基礎年金番号」を「個人番号又は基礎年金番号」に改め、同条第二項第一号中「抄本」の下に「(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加える。

第百三十五条第一項第二号中「基礎年金番号」を「個人番号又は基礎年金番号」に改める。

第百三十六条第一項第二号中「生年月日並びに」の下に「個人番号又は」を加え、同条第二項第一号中「書類」の下に「(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加える。

第百三十七条第一項第二号中「基礎年金番号」を「個人番号又は基礎年金番号」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加える。

第百三十八条第二号中「基礎年金番号」を「個人番号又は基礎年金番号」に改める。

第百三十九条第一項第二号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第二項第一号中「書類」の下に「(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加える。

第百四十条第一項第六号中「者の」の下に「個人番号又は」を加え、同条第二項第一号中「書類」の下に「(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加える。

第百四十四条第三号及び第百四十八条第四号中「者においては、」の下に「個人番号又は」を加える。

第百六十一条第三項及び第百六十一条の二第三項中「届書に」の下に「個人番号又は」を加える。

第百六十八条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第二項第一号中「書類」の下に「(協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加える。

第五条　船員保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第五十条第三項に次のただし書を加える。

ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第五十三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第六十四条第二項中「証拠書類」の下に「(協会が番号利用法第二十二条の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加える。

第六十九条第五項に次のただし書を加える。

ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第七十三条第二項第二号中「書類」の下に「(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加える。

第八十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第九十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百八条第三項に次のただし書を加える。

ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。